

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 薬の飲み合わせにご注意を

広域連合では、複数の医療機関から飲み合わせは避けるべきとされている薬を処方されている方へ、そのお知らせをお送りしています（10 月末発送予定）。飲み合わせが悪いと、薬の効果が十分に得られなかったり、反対に薬が効きすぎて重い副作用を引き起こすことがあります。お知らせが届いた方は、すべてのお薬手帳を持参し、かかりつけ医又はかかりつけ薬局にご相談ください。

2 多くの種類の薬を処方されている方はご注意を

広域連合では、複数の医療機関から多くの種類の薬を処方されている方へ、そのお知らせをお送りしています（10 月末発送予定）。複数の医療機関を受診されている場合、それぞれの医療機関では処方薬について適切に管理されていますが、全体で見ると同じ成分の薬が重複して処方されている場合等があります。お知らせが届いた方は、すべてのお薬手帳を持参し、かかりつけ医又はかかりつけ薬局にご相談ください。

3 新たに後期高齢者医療制度に加入する方の保険料の納め方について

保険料は、年金からの天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入する方は、年金からの天引きが開始されるまで時間がかかるため、加入当初は納付書で納めていただくこととなります。

口座振替を希望される場合は手続きが必要です。これまで国民健康保険税（料）を口座振替で納めていた方も、改めて手続きが必要です。

4 保険料は納期限内に納めましょう

保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い保険証が交付されることがあります。災害により住宅等に著しく損害を受けたり、世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがありますので、お早めにご相談ください。

問合せ先：東通村税務住民課国保グループ（TEL 0 1 7 5 - 2 7 - 2 1 1 1）
青森県後期高齢者医療広域連合（TEL 0 1 7 - 7 2 1 - 3 8 2 1）

河川におけるサケの採捕禁止について

許可を受けた漁業関係者以外の方がサケを捕ることは、水産資源保護法及び青森県内水面漁業調整規則により、全ての川で全面禁止となっています。

ルールに違反して一般の方がサケを捕ると法律及び規則により罰せられますので、ご注意願います。

《問合せ先》 つくり育てる農林水産課 TEL 27-2111（内線 111）
むつ水産事務所水産課 TEL 22-9732